

東讃統合高校の効果的な情報発信業務委託契約に係る
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和 8 年 9 月 1 日

香川県立石田高等学校長 橘 正隆

1. 公募に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 東讃統合高校の効果的な情報発信業務 |
| (2) 委託期間 | 契約締結の日～令和 9 年 3 月 31 日（水） |
| (3) 契約限度額 | 2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (4) 委託業務の概要 | 東讃統合高校の効果的な情報発信業務委託仕様書（別紙 1）のとおり |

2. 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 当該業務の目的の達成及び円滑な遂行に必要なノウハウを有し、事業の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (6) 過去において本業務の種類及び規模が類似する業務を行った実績がある者

3. 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類(以下「応募意思表明書等」という。)を提出してください。
 - 1) 提出書類
 - ① 応募意思表明書（様式 1）
 - ② 香川県納税証明書（2（4）括弧書きに該当する者）
 - ③ 会社概要に関する資料（組織図、親会社、子会社、主要取引先、過去の実績等）
 - 2) 受付期間・提出方法等
 - ① 受付期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 10 日（木）まで（期間内必着）
（土・日曜日、祝日を除く。）
 - ② 受付時間：8：25 ～ 16：55
 - ③ 提出方法：香川県立石田高等学校へ郵送、持参または電子メールにより提出（ただし②については郵送または持参とする）。電子メールで提出する場合は PDF 形式に限る。
- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和 8 年 9 月 11 日（金）までに応募資格の確認結果を書面（電子メール）で通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

4. 説明会

本業務についての説明会は開催しません。

5. 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6. 質問の受付と回答方法

「質問書」(様式2)を公募開始日から令和8年9月15日(火)12時までに、下記11「応募・照会先」へ電子メールにより提出してください。各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項について、9月17日(木)までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

7. 企画提案書の提出

応募資格要件に適合した者は、仕様書(別紙1)及び公募要領(別紙2)に基づき作成した企画提案書を下記11「応募・照会先」へ持参又は郵送により提出してください。

受付期間: 令和8年9月11日(金)から令和8年9月25日(金)16:55まで

8. 選定方法

候補者の選定に係る要領は、次のとおりです。

- (1) 東讃統合高校の効果的な情報発信業務プロポーザル方式等選定委員会において、提出された企画提案書を基にプレゼンテーション審査(オンライン)を実施し、契約候補者を選定します。選定委員会は、令和8年9月29日(火)を予定しています。時間等については、後日、応募資格要件に適合した者に連絡します。
- (2) プレゼンテーション審査の場合は、既に提出された企画提案書の内容と異なる新たな提案はできません。
- (3) 応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、提出書類を基にした書類選考を行う場合があります(プレゼンテーション審査は上位3者程度により実施)。その場合、令和8年9月29日(火)までに書類選考の結果を通知します(電子メール)。
- (4) 下記9(3)に定める基準点を1者も満たさない場合には、候補者なしとします。

9. 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の5名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目	配点
ア 企画提案内容	
① ターゲット層である中学生とその保護者(小学5,6年生の保護者含む)に、現在の開校準備中の様子と、東讃統合高校の来るべき将来の姿が伝わるような提案内容となっているか。	20
② 単に情報を発信するだけにとどまらず、東讃統合高校の魅力が伝わる	20

ような効果的なテーマ・企画が提案されているか。	
③ 情報発信を通して、入学者の増加につながったり、東讃統合高校の持つブランド力が高まったりする提案内容となっているか。	10
イ 業務遂行能力・業務実施体制	
① 団体の業務概要、組織体制等が業務の遂行にあたり適切なものであり、進行管理、学校との連携・調整の方法が明確で、業務を適切かつ迅速に遂行することが可能であるか。	20
ウ 実績の有無	
① 過去に同様又は類似の業務を実施（受託）した経験を有するか。また、業務の遂行にあたって、具体的な助言・支援等を行うことができると見込まれるか。	20
エ 見積価格	
① 提案内容に対して、適切な必要経費が詳細に見積もられているか。	10
計	100

(2) 評価基準

各配点に応じて、次の目安で採点する。

区分	点数	
	20 点満点	10 点満点
非常に良い（効果的な）内容である	20 点	10 点
よい（効果的な）内容である	16 点	8 点
普通	12 点	6 点
劣った内容である	8 点	4 点
非常に劣った内容である	4 点	2 点

(3) 基準点の設定

各委員の評価点は 100 点とし、合計点である 500 点の 6 割を基準点（300 点）として設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、候補者なしとなります。

10. 審査結果の通知

審査結果については、上記 8 による選定に参加した提案者全員に、書面で通知します。選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

11. 応募・照会先

〒769-2321 香川県さぬき市寒川町石田東甲 1065 番地
香川県立石田高等学校
TEL : (0879) 43-2350
E-mail: ishidako@pref.kagawa.lg.jp

12. スケジュール

9 月 1 日 (火)	公告開始
9 月 8 日 (火)	公告終了
9 月 10 日 (木)	応募意思表示書受付締切
9 月 11 日 (金)	応募資格要件の確認結果通知
9 月 15 日 (火)	質問書受付締切
9 月 17 日 (木)	質問への回答

9月25日(金)	企画提案書受付締切
9月29日(火)	選定委員会（プレゼンテーション実施）
10月5日(月)	審査結果の通知（予定）、見積書提出依頼（予定）
10月中旬	契約締結（予定）

13. 契約の締結

選定した契約予定者と学校とが協議し、それぞれの委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約候補者と学校との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と学校との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その評価が次に高い応募者と協議を行います。契約の内容については、県の随意契約の公表の対象となります。

14. 契約書作成の要否

要します。

15. 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

16. その他

(1) 企画提案書に要する経費（作成費用、プレゼンテーション経費等）は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。また、提出された書類の提出締切り後の差し替え、再提出は認めません。

(2) 仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することは禁じます。

(3) 企画提案書に虚偽事項を記載していることが判明した場合は、当該企画提案書は正当な資料として取り扱いません。

(4) 応募者は、今回の委託業務に関して知り得た事実について、その秘密を守らなければなりません。ただし、県の承認を得たときは、この限りではありません。